

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和元年 10 月 23 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 10 分散会
（休憩 午前 10 時 42 分～午前 10 時 44 分、午後 0 時 2 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
大友環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、
藤澤若者女性協働推進室長、戸田環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
川村環境生活企画室放射線影響対策課長、
藤澤環境生活企画室ジオパーク推進課長、
佐々木環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、
谷藤自然保護課総括課長、坊良県民くらしの安全課総括課長、
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、
武蔵県民くらしの安全課県民生活安全課長、
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、
八重樫廃棄物特別対策室再生・整備課長、
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、
高井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
工藤若者女性協働推進室連携協働課長
 - (2) 保健福祉部
野原保健福祉部長、高橋副部長兼保健福祉企画室長、

今野副部長兼医療政策室長、高橋医師支援推進室長
山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長、
菅原参事兼医師支援推進室医師支援推進監
阿部保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、
菊池地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、
門脇子ども子育て支援課総括課長、福土医療政策室医務課長、
稲葉医療政策室地域医療推進課長、鈴木医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

0人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

イ 議案第21号 循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

(3) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第4項 医薬費

イ 議案第2号 令和元年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第7号 令和元年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

エ 議案第17号 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例

オ 議案第18号 地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第1号 被災地での福祉灯油の継続を求める請願

(4) その他

委員会調査について

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案(その1)、4ページをお開き願います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)のうち、当部の補正予算が第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、4ページの3款民生費、2項県民生活費の16万2,000円の増額と、4款衛生費、2項環境衛生費2,446万7,000円の増額を合わせまして、総額2,462万9,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の31ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄に記載している消費者行政活性化推進事業費は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金を財源として造成した消費者行政活性化基金について、平成30年度末をもって事業期間が終了したことから、基金執行残額を国庫に返還するための経費について補正しようとするものであります。

次のいわて社会貢献・復興活動支援基金積立金は、当該基金に対し、平成30年度中に寄附のあったふるさと岩手応援寄付を同基金に積み増すための経費について補正しようとするものであります。

続きまして、34ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側の説明欄に記載している再生可能エネルギー設備導入等推

進基金積立金は、再生可能エネルギー設備導入等推進基金を充当して実施した補助事業のうち、平成 30 年度に繰り越して実施した事業費が確定したことから、残額を基金へ積み戻すための経費について補正しようとするものであります。

次の環境保全基金積立金は、産業廃棄物税を財源とする循環型地域社会形成推進事業費の前年度実績確定に伴って生じた産業廃棄物税の前年度税収の事業未充当分を同基金に積み増すための経費について補正しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 議案第 21 号循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その 2）の 23 ページをお開きください。なお、説明は、本日の環境福祉委員会資料ナンバー 1 により行いますので、こちらのほうをごらんいただければと存じます。

改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、成年被後見人の人権尊重、不当な差別を防ぐため、成年被後見人等を一律に排除するという規定等の適正化を図ることとされたことに伴いまして、所要の整備をしようとするものであります。

次に、条例の内容でございますが、2、条例案の内容に記載してある表の二つ目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正概要をごらんください。改正後の廃棄物処理法におきましては、産業廃棄物処理業許可の欠格要件に該当する同法第 7 条第 5 項第 4 号に口が加わったことに伴いまして、改正前の口以下が一つずつ繰り下がったことから、条例で引用している条文の整備をしようとするものでございます。

施行期日でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正の施行期日

に合わせまして、令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から台風第19号被害に伴う対応状況についてほか3件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**小島副部長兼環境生活企画室長** 今回の台風第19号災害に伴う環境生活部関係の対応状況につきまして、本日6時現在の状況を御報告申し上げます。追加資料としてお手元に配付しております本日6時現在の状況を取りまとめました台風第19号災害に伴う対応状況についてをごらんください。

まず、1の水道施設についてでございますが、今回の台風によりまして、断水被害は最大7市町村で2,000戸余り確認されておりますが、本日までに686戸まで減少しております。ただ、いまだ継続している状況でございます。対応状況といたしまして、宮古市及び県内外自治体の給水車により給水対応するとともに、断水解消に向けて応急復旧作業を進めております。

次に、2、災害廃棄物処理についてですが、災害廃棄物の仮置き場を設置している市町村は、現在8市町村12カ所となっており、分別を行いながら保管をしているところがあります。県では、被災市町村内の施設における処理能力を超えて災害廃棄物が発生しているところもあることから、県内各市町村の処理施設における処理の調整を進めており、広域処理の調整が整い次第、早期処理を進めてまいります。

次に、3の自然公園施設についてでございますが、沿岸4市町村の施設で倒木や土砂崩れ、のり面崩落等が生じており、危険箇所において進入禁止の措置をとっております。

今後の環境生活部の対応についてでございますが、被災された方々が早期にもとの生活に戻られるよう、関係市町村等と連携して水道施設等の復旧に取り組みますとともに、災害廃棄物につきましても市町村及び関係機関と協力し、早期に処理できるよう取り組んでまいります。

自然公園施設につきましては、本日知事が省庁要望を行っておりますが、その中で早期復旧につきまして要望しているところです。

以上で台風第19号災害に伴う環境生活部関係の対応状況についての御報告を終わります。

○佐々木環境保全課総括課長 太陽光発電事業を条例に基づく環境影響評価制度の対象とすることについて御説明いたします。お手元に配付しております資料ナンバー2をごらんください。

まず、国の制度改正でございますが、国では太陽光発電の導入に伴い、土砂流出や濁水の発生等の問題が発生していることを受け、令和元年7月5日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を公布し、太陽光発電事業を法に基づく環境影響評価制度の対象とすることとしたところです。

国の制度改正の内容でございますが、総出力が4万キロワット以上の事業を環境影響評価が必須となる第1種事業に、総出力が3万キロワット以上の事業を環境影響評価の可否を個別に判断する第2種事業に位置づけるというものです。国では、電気事業法の届け出などとの関係もあり、対象事業の要件を定める指標を総出力としております。これを事業面積に換算しますと、第1種事業は100ヘクタール相当以上に、第2種事業は75ヘクタール相当以上になります。

次に、県の制度改正案でございますが、国の制度改正を踏まえ、岩手県環境影響評価条例の施行規則の一部を改正し、太陽光発電事業を条例に基づく環境影響評価制度の対象とすることで作業を進めております。条例では、面積要件を指標にする方針です。配付しております資料2-1の図1をごらんください。国は、法の出力要件と県条例の面積要件が相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象にできるとしております。図1の上の部分が国、下の部分が県条例の対象になります。面積要件を採用したのは、全国の都道府県で面積要件を採用している自治体が多いこと、本県の条例が環境に及ぼす影響の主な要因によって対象事業を整理しており、太陽光発電事業は面積的な要因が大きいと判断したことによります。

次に、対象事業の規模要件でございますが、対象事業の要件を定める指標を太陽光パネルだけではなく、事務所、受変電設備、残置森林なども含めた事業面積としております。その上で、事業面積が50ヘクタール以上の事業を第1種事業に、事業面積が20ヘクタール以上の事業を第2種事業とし、環境影響評価を求めようとするものです。

第1種事業を50ヘクタール以上とする考え方ですが、近隣県の水準とのバランスも考慮しつつ、事業者に対する過度な負担を強いることのない範囲で、地域環境の保全への適切な配慮を求める観点から、適切な水準の規模要件を設定する必要があること、50ヘクタール以上とすることで、法に基づく環境影響評価の出力要件3万キロワットには満たないが、事業面積が広いことにより、環境影響が相当程度大きい事業をアセスメントの実施対象にすることが可能になることです。

配付しております資料 2—1 の表 1 をごらんください。太陽光発電事業を条例アセスメントの対象としている他県の傾向を見ますと、第 1 種事業の規模要件を 50 ヘクタール以上としているところが多くあり、東北の現状を示す表にも同様の規模要件としている県があること、以上の理由により、第 1 種事業の規模要件を 50 ヘクタール以上としたところ です。

続いて、第 2 種事業を 20 ヘクタール以上とする考え方ですが、太陽光発電施設の設置場所はさまざまですが、林地開発はほかの地目における開発と比較して環境影響が大きいと考えられるため、林地以外において実施されるものを含む全ての太陽光発電事業について、林野庁通知の水源涵養保安林の皆伐許可の上限面積である 20 ヘクタールを規模要件とすることで、本県の環境の実情に応じた適切な配慮を求めることが可能になること、先ほど表 1 と表 2 で説明したように、他県でも条例の規模要件として 20 ヘクタールを採用している例が見られること、本県の条例は第 2 種事業を設定しており、第 1 種の規模に満たない事業についても、個々のアセスメントの要否判定を行うことで、環境影響が大きいと判定される事業についてはアセスメントの実施対象にすることができること、以上の理由から、第 2 種事業の規模要件を 20 ヘクタール以上としたところ です。

なお、本県では土地の造成事業等について、国立公園の特別地域等を特別地域、国立公園の普通地域等を普通地域とし、それぞれ規模要件を厳格化していることから、太陽光発電事業においても同様に、その規模を特別地域にあっては 1 ヘクタール以上、普通地域にあっては 10 ヘクタール以上とするものです。

最後に、今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントを実施した後、施行規則を改正、公布いたしまして、来年 4 月 1 日に国と同時施行したいと考えております。

なお、環境影響評価の概要については、資料 2—2 に詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思 います。

また、資料の用語が改正作業の途中で変更になる可能性があることもお伝えしておきます。以上で説明を終わります。

○佐々木資源循環推進課総括課長 続きまして、岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（案）について御説明いたします。お手元に配付しております資料ナンバー 3、岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（案）についてごらんください。

1、地域計画策定の目的でございますが、海洋プラスチックごみなどによる地球規模での海洋環境の汚染、海洋ごみ対策に関連する SDGs の目標設定、昨年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正されたこと等を踏まえまして、被災前の姿を取り戻しつつある本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携、協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進することを目的といたしまして、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定に基づき、地域計画を策定しようとするものでございます。

次に、2の地域計画（案）の検討の推移ですが、平成31年1月に庁内関係各室課から成る検討組織を立ち上げ、地域計画の構成、内容等について検討してまいりました。また、県関係部局、国、沿岸市、民間団体及び有識者を構成員とします岩手県海岸漂着物対策推進協議会を本年5月に立ち上げまして、これまで3回にわたり協議を行ってきたところであり、隣接県、県内市町村等関係機関に対して意見聴取を行いまして、地域計画（案）の調整をしてきたところです。

地域計画（案）の概要につきましては、別途配付していますA3判の環境福祉委員会資料ナンバー3、別紙1の概要版において御説明いたします。

左上の1、岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項についてですが、計画策定の背景、目的、計画の期間を記載しております。1の1、計画策定の背景、1の2、計画策定の目的につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。1の3、地域計画の期間につきましては、いわて県民計画第1期アクションプランの期間に合わせまして、令和元年度から令和4年度までの4年間とするものでございます。

次に、真ん中の3、岩手県における海岸漂着物等の現状と課題をごらんください。3の1、海岸漂着物等の現状に記載のとおり、県土整備部河川課が行った県内の海岸漂着物等の回収処分状況の調査によれば、平成30年度に回収、処理された海岸漂着物等は約436トンであり、そのうち自然のものである流木、木材が多くを占めている状況でございます。この海岸漂着物対策につきましては、これまで県などの海岸管理者等により回収、処理、森川海条例に基づく河川の流域協議会の連携等による環境保全活動、不法投棄監視パトロール等を実施しているところでございますが、3の3、海岸漂着物対策等に関する課題にありますとおり、プラスチックごみを円滑、適正に処理するため、民間事業者等と連携したボランティアによる清掃活動の継続、内陸地域と沿岸地域が一体となった施策を推進する必要があると考えているところでございます。

そこで、右上の4、海岸漂着物対策の基本方針ですが、基本目標を森から川を経て海に至る流域全体で、河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に県民が一体となって積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守りますとするものでございます。また、4の2、海岸漂着物対策の基本方針につきましては、海岸管理者等による円滑な処理など、先ほどの現状、課題を受け、取り組みを推進してまいります。

裏面をごらんください。5、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容についてでございますが、5の1のとおり、景観・環境、港湾・漁港、海岸利用等四つの観点から、本県の沿岸全域を重点区域といたします。

次に、5の2、重点区域における海岸漂着物対策の内容についてであります。2）海岸漂着物等の効果的な発生抑制のAにありますとおり、流域圏が一体となった環境保全活動等の取り組みなどを推進してまいります。

これらの取り組みは、県、市町村、民間団体等の多様な主体との連携、協力が不可欠であるということでございますので、右上の6、関係者の相互協力及び役割分担に関す

る事項にありますとおり、適切な役割分担のもと、相互協力を図ってまいります。

恐れ入りますが、A 4判の環境福祉委員会資料ナンバー3の裏面をごらんください。4の今後のスケジュール等でございますが、地域計画（案）、本日は別紙2として御用意しておりますが、これを1カ月間パブリックコメントに付し、広く意見を聴取し、所要の調整を行いまして、年内に策定、公表することで手続を進めてまいります。説明は以上でございます。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 新しいわて水道ビジョンの策定について説明いたします。お手元に配付しております資料ナンバー4、新しいわて水道ビジョンの策定についてをごらんください。

本県における水道事業のあり方を示しましたいわて水道ビジョンは、2010年3月に策定しておりますが、このビジョンにつきまして、水道事業を取り巻く環境の変化や水道法の改正等を踏まえ見直しをすることとし、今般新しいわて水道ビジョンとして策定しましたので、その概要について御説明するものです。

まず、1の趣旨でございます。現行のいわて水道ビジョンは、平成22年3月に策定し、水道事業者と連携しながら、水道普及率の向上や耐震化の推進等に取り組んでまいりました。この間、人口減少による水需要の減少や水道施設の老朽化など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきていることを踏まえ、国におきましては新水道ビジョンを策定し、水道事業の基盤強化や広域連携の推進が盛り込まれ、昨年12月には水道法が改正されたところでございます。県といたしましては、こうしたことなどを踏まえ、現行のビジョンを見直し、新しいわて水道ビジョンとして策定したものでございます。

2でございます。ビジョン策定に当たりましては、国から示されている水道ビジョン作成の手引きにより、現状と将来の見通しを踏まえ、水道サービスの持続性、安全な水の供給、危機管理の対応、この三つの視点から課題を整理し、本県水道の目指すべき方向性と実現方策を盛り込むことといたしました。

これまでの作業経過でございますけれども、学識経験者や水道事業者の代表、消費者の代表等で構成いたしますいわて水道ビジョン策定検討会における検討や、水道事業者である市町村等からの意見聴取、そしてパブリックコメントを行い、今回策定したものでございます。なお、パブリックコメントにおきまして寄せられた意見は3件、その内容は既に対応するものなどでありました。

2枚目のA3判資料をごらんください。新しいわて水道ビジョンの概要について御説明いたします。

まず、上の段の中央、将来の見通しの部分でございます。給水人口は、2045年度までには2016年度比で約26.4%の減少が見込まれ、これに伴い給水収益は約25%減少する推計となっております。また、給水人口が減少することに伴い水需要が減少することから、現有施設の給水能力から見た場合の稼働率は18.6%減少し、55.2%となると推計され、約4割の余力が生じる見込みでございます。一方、水道管の更新需要は2034年度に

ピークとなり、簡易的に試算した場合には、更新に要する経費は 2016 年度比で 1.8 倍ということになりました。

こうした将来の見通しを踏まえた課題の整理でございます。水道サービスの持続性の視点では、水道収益の減少の一方で、施設更新需要の増加を踏まえれば、収益確保に向けた取り組みや計画的な施設更新、さらには現有施設で余力となっていることに対応ということで、施設の再構築などが課題として挙げられるところでございます。

また、安全な水の供給の視点では、継続した水質管理の徹底、危機管理への対応の視点では、現在の水道管の耐震適合率は 49.4%と全国平均を上回っておりますけれども、地震への備えといたしまして、水道施設の耐震化や災害時の応急給水体制等の危機管理体制の構築が挙げられるところでございます。

下段をごらんください。本県における水道のあるべき姿を生活を支え続ける、災害に強く、安全・安心な水としての水道とし、これを基本理念に、先ほど申し上げました三つの視点で、課題に対応する取り組みの基本方針や実現方策、目標を設定しております。

取り組みの内容であります。持続の視点では、水道事業者において水道事業ビジョンや経営戦略を策定した上で、適正な料金の設定やコスト削減のための取り組み、さらには施設の統廃合やダウンサイジングなどの検討としております。また、安全の視点では、水の安全計画を策定した上で、適正な水質管理のための施設の整備や自家用水道利用者等に対する衛生管理の指導の徹底などとしております。強靱の視点では、基幹管路等の耐震化の推進や災害時の応急給水体制の構築等としております。

次に、広域連携についてでございますが、水道事業における広域連携は、経営基盤の強化のための有効な手段の一つとされておりますが、実施に当たっては、事業者間の水道料金の格差の問題でございますとか、施設水準等に課題があるとされており、国の新水道ビジョンにおいては、多様な形態の中から地域の実情に応じて進める必要があるとされております。

本県におきましては、広域連携について検討を行うため、平成 29 年に岩手県水道事業広域連携検討会を設置し、あわせて圏域ブロック検討会を設け、検討を行ってきたところでございます。今後このブロック検討会で取りまとめられた取り組みの方向を踏まえ、その実現に向けた必要な支援を行い、国から要請されている水道広域化推進プランの策定につなげていくこととしております。

最後に、目標についてでございます。基本方針を実現するためにベースとなる水道事業ビジョンやアセットマネジメント、水安全計画の策定率等を項目として設定し、現状を踏まえた上で数値目標を設定しております。説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**名須川晋委員** それでは、1 点で質問します。ただいまの岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（案）についてですが、これまで佐々木努委員や佐々木朋和委員など、前の農林水産委員会の視察の中でこの問題が発覚したということで、海洋県であるにもかかわ

らずこの計画がつくられていなかったということを、恐らくは県土整備部の所管ではないかと思うのですが、反省をしなければいけないと私は思っています。この計画の策定がなぜおくれたのか、その背景を東日本大震災津波の影響ということをあげられるのかかもしれませんが、しっかりとその反省点を押さえていただきたいと思います。

その上で、あともう一点質問します。これからは、県土整備部ではなく、環境生活部でこの計画を推進していくのか、あるいは、両部が連携してすすめていくものなのか伺います。また、新規事業について何かあるのでしょうか。

ほかに、新年度に向けた予算で、当然これまでも排出抑制や流木撤去等、ごみであれば回収をしていたところで予算をかけていたのでしょうか、新規予算規模について教えていただきたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、計画未策定の背景でございますが、委員から御指摘ありましたとおり、地域計画の策定に向けまして、関係部局間で協議を進めていた中で東日本大震災津波が発生し、海岸の地形が大きく変わったことや、防潮堤工事などによりまして、海岸付近の利活用状況等も大きく変化したことで、一時的に計画策定作業を見合わせた状況でございます。

ただ、計画の策定はおくれたという状況にはありますが、このたびの地域計画は、海岸漂着物対策が全ての地域における共通の課題として認識しまして、川上から海岸に至るまで効果的な抑制が図られるよう配慮するという基本方針を盛り込みながら、法改正や国の基本方針を取り入れて対応してきたものでございます。

また、県土整備部と環境生活部の連携についてですが、海岸漂着物対策は、御説明したとおり多様な主体の連携ということでありまして、県の内部でも関係部局の連携が必要でございます。私どもとしては地域計画を取りまとめ、関係部局間での連携を深めながら事業を進めていくことにしており、県土整備部、環境生活部、農林水産部も含めて、関係室課で取り組んでまいりたい事業でございます。

また、新規事業であります。ただいま地域計画をパブリックコメントに付すところであり、具体的な新規事業については今後検討することとなりますが、A3判の資料の裏面に重点区域に関する海岸漂着物対策の内容を記載しておりまして、例えば(2)に効果的な発生抑制とありますが、流域圏が一体となった取り組みをさらに推進することや、昨今課題となっているプラスチックごみの発生抑制をしっかりと推進していくようなことなどが考えられると思いますので、今後具体的に検討してまいりたいと思います。

○名須川晋委員 わかりました。私はただ単に忘れていただけとと思っているのですが、しっかりとやっていただきたいと思います。そういう事例がほかにもあるかもしれませんので、しっかりと見直していただければと思います。

もう一点質問します。台風第19号災害に伴う対応状況について、決算特別委員会でも質問する予定なのですが、水道施設の資料を見ますと、断水について、配管が断絶した

ことなのかと受けとめられますが、上水道施設や、配水場、浄水場などの破損、いわゆる水をかぶったなどの影響についてはなかったのか、お聞かせください。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 今回の台風第19号災害におきましては、道路が崩壊したことに伴う水道管の損傷によるものがほとんどでございます。普代村の飲料水供給施設というものがありますが、そこでは一部雨水等が流れ込んだところがあります。そのほかのいわゆる浄水場ですとか、配水池等の被害はなかったと確認しております。

○千葉伝委員 議事進行。名須川委員から海洋ごみと水道の話がありました。執行部から報告されたのは三つ、この際、全部まとめて何かありませんかでは、話があつちに飛んだり、こっちに飛んだりというふうなことになると思います。議事の順序を、一つ一つ県の報告に対して、何かありませんかという進行を行った上で、さらに最後にそれ以外のこの際に何かないかというやり方をしたほうがいいのではと思います。お取り計らい願います。

○神崎浩之委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 それでは、再開いたします。

○千葉伝委員 私のほうから、台風第19号災害関連のことについて質問します。海洋の廃棄物にも関連してくると思われませんが、昨日私どもの会派で沿岸北部と沿岸南部の被害が大きかったところの現地視察をしてみました。普代村、田野畑村、宮古市からさまざまお話を伺い、現地も視察してきました。その中で何が一番困っていることかといいますと、もちろん水が出て泥が流れて、その処理が大変だということはあるんですが、被災直後から救援部隊が入った、あるいは今もボランティアが入って処理をされていますが、時間がかかるという話でありました。人材確保は、それぞれの市町村単独では厳しい部分もあるかもしれません。広域的に対応しなければならないのがどういう部分なのか。その辺を整理した上で、できるだけ早くその復旧を進めてほしいと考えています。

一つは、単なる災害復旧ということであれば、もとの状態に戻す現状復旧が前提と思いますが、そのやり方では、例えば水害により同じところが決壊するなど、被害が繰り返されています。ある人が言ったそうですが、今度の災害復旧に当たっては改良復旧という言葉が使われたと、こういうことで、私は可能な限り、せつかく復旧させるのであれば、次には災害にならないような改良復旧を進めるべきだと考えます。環境生活部で復旧するとなると河川の改良復旧は無理かもしれません。県土整備部と連携し、市町村と検討しながら、改良復旧の方向で行うべきだと話を聞いてきました。

その中で、一つはごみの処理です。普代村では役場のところに、かなりごみが堆積していました。村内の至る地域に堆積しているということでした。そのごみの処理が大変だと、こういうことです。東日本大震災津波のときも沿岸地域では、ごみの撤去に大変

な時間がかかったところであります。

普代村で言っていたのは、村内で処理することは難しいということです。100 トンから 200 トンぐらいのごみになる、いや、まだもっとふえるかもしれないということでした。したがって、近隣市町村でも同じことが言えます。県外も含め、あるいは内陸の市町村で被害が少なかった自治体が、少しでも引き受けて処理するなどの連携を県がしっかりと進めるべきだと思います。

したがって、早く処理するために、市町村間の連携や、ボランティアの活用なども想定されるでしょうが、県がある程度リードして早く進めるようお願いしたいと思っています。この台風第 19 号災害によるごみの処理を県ではどのように進めるつもりなのか伺います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 ただいま委員から御指摘がありましたとおり、各市町村では処理できない量が出てきているところがございます。現在県では、県内のほかの市町村等のごみ処理施設の受け入れ可能量や受け入れ条件などを確認しつつ、例えばお話しがあった普代村のごみを早く処理する仕組みを計画してまいりたいと思っております。そういう他管内との連携を構築するのは県の役割と認識しておりますので、被災市町村とともに、処理が早く進むように取り組んでまいりたいと思います。

○千葉伝委員 ぜひそういうことで進めていただきたいと思います。土砂とか壊れた家など、さまざまあります。撤去するには、業者や重機の確保、技術者、そういったあたりを応援していただいて、早く被害の状況等を整理したいと村でも言っていました。

もう一つは、平成 28 年度の台風第 10 号被害の岩泉町もですが、川が増水したときに山から流木が来て、そして橋に流木がたまって、越水してとんでもない大水害になりました。やはり、流木の処理についても河川の段階と、海に流れていった流木の処理が問題になります。農林水産業者の人たちにすれば、漁船や養殖関係において早く処理してもらわないと仕事になりません。流木をごみとしかどうかという話がありますが、この点について、処理の進め方をどのように考えていますか。

海洋ごみ、これも単なるプラスチックなどとなっているから、東日本大震災津波では流木を含めたさまざまな部分が問題になりました。環境生活部のみならず、他の部との連携を図り、早くそういった流木の処理もすべきだろうと考えます。

先ほど名須川委員から、お話がありましたが、この計画を推進していく上で、御所見をお願いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、流木の処理についてですが、例えば河川は管理者が県、市町村、いろいろありますが、河川、海岸におきましては管理者が処理することとなっております。県、市町村とともに関係部局と連携して、そういう流木も、例えば木質バイオマスの燃料に使うなどの有効利用ができないかも含めて、いろいろ関係部局で連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 いずれこういった被害、台風の被害ももちろんです。それから、環境を

少しでもよくしていこうと、こういうことからすれば、プラスチックごみのみならず、海岸のさまざま流れ着いた漂着物の処理というのをしっかりとやっていく必要があると思います。

日本は少しおくられているやの話をしました。ほかの県に先駆けて、岩手県は環境分野において、このぐらいきちっとやっているよと、国に対して逆に訴えるくらいの施策を行ってほしいと思うのです。最後に部長から一言お願いします。

○大友環境生活部長 ただいま千葉伝委員から海岸漂着物対策推進地域計画等についての御質問がございました。本県の取り組みですが、確かに地域計画の策定がおくれ、全国で一番最後となり職員としては非常に残念な結果でございます。この4月から環境生活部に所管が変わり、早速この地域計画案を、今回委員の皆様にお示したところでございます。

本県の海岸漂着物対策、全くやっていかなかったというわけではなくて、これまでも本県は森川海条例に基づきまして、川の流域ごとに地域の方々を巻き込んだ環境保全の取り組みを地道にやってきたという歴史があります。そういったものの精神はしっかりと受けとめ、今回この法に基づく地域計画を作成しましたので、ここでやっているものが法の裏づけもあって、なおかつ国の事業も使えるということになりますので、気持ちを新たにしまして、住民、関係機関を巻き込んでしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

○佐々木努委員 2点お伺いします。

台風第19号災害について、宮古市の断水被害についてです。今朝のNHKの番組でも放送していましたが、復旧の見通しはどのようになっているかということをお伺いします。また、県としてどのような支援を、今どういう体制で行っていくのかということをお伺いします。

2点目として、海岸漂着物対策推進地域計画について、ただいま部長からお話を伺いましたが、さきほど資源循環推進課総括課長からお話があった、作成をずっと見合わせていたという話について、私は疑問に思った点があります。確かにこの計画を我々議会として、岩手県が作成していないことはおかしいのではないかという指摘を行い、すぐに対応していただいたということは、評価をしたいと思います。しかし、それまでの経緯がよく見えてこない。県土整備部で実質的な対応が行われていて、環境生活部はそれを見守っていたということなのかもしれませんし、先ほど資源循環推進課総括課長と部長がおっしゃっていたように、今までもずっと取り組んではきたが、計画を立てていなかったのだという話もわからないわけではないのですが、ただ、去年、議会で計画を策定していないことへの質問を取り上げなければ、今現在も全くこういう議論にはなっておらず策定も進んでいなかったのではないかと思います。本当に担当課の取り組みの甘さを私は強く感じております。見合わせていたというのがどういう意味だったのかよくわかりませんが、名須川委員が言うように、もし忘れていたとか、あるいは協議が全く

環境生活部でされていなかったということであれば、そのような体制をしっかりと改めていただくように強くお願いをしたいと思います。先ほど部長がお話ししたので、部長からの所感はお聞きしますが、このことは強く申し上げておきたいと思います。

それでお聞きしたいのは、この資料の1ページ目にあります隣接県から意見を聴取したということでもあります。隣接県の中でも特に私は岩手県からの影響を受けるのは宮城県だと思っていて、宮城県と岩手県は密接に関係性を持ってこの対策に取り組んでいくべきだと思うのですが、どのような意見があったのか、どういう協議をされているのか、お互いの計画にどのように反映をしていくのかということと、市町村からの意見はどういうものがあったのかということをお聞きしたいと思います。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 まず、台風第19号災害により、宮古市で断水が継続しているということで、その復旧の見通しということでございます。断水の仮復旧が進まなかった要因としては、道路の崩壊によりまして、水道管が破損している現場にアクセスできないということから、なかなかその作業が進まなかったという状況にあります。そのことから、市におきましては、復旧工事のための作業道路も別途ルートをつくって、やっとそのアクセスができて、仮復旧の工事に着手しているところでございます。

したがって、いつまでに復旧ができるのかといいますのは、今のところ確定はできておりません。一日も早い復旧を目指して、鋭意、宮古市では取り組んでいると聞いております。

次に、県のこれまでと現在の取り組みでございます。災害発生時には、県の策定マニュアル等に基づきまして、保健所等を通じ、各市町村の状況等の把握に努め、そして市町村間の水道の被害の対応につきまして、日本水道協会、これは水道事業者が構成する団体ですが、この団体で、いわゆる相互支援協定というものが締結されております。重要なライフラインの一つでありますので、そこは確実に守っていくということで行っておりますので、そことの連携をとるために、さまざまな情報交換をして対応してきたところでございます。

それとともに、厚生労働省に随時本県の状況をお伝えして、必要な助言をいただきながら、復旧に向けた対応はどのようなものが必要なのかということも伝えてきたところでございます。

現在は、毎日、市町村等の状況を聞きながら厚生労働省に報告をし、今後本格復旧に向け、災害査定等が出てまいりますので、円滑に進むような形で支援の体制を整えているところでございます。

○佐々木資源循環推進課総括課長 御質問がありました、宮城県との連携についてですが、計画策定に当たりまして、事前に宮城県を含めまして、馬淵川関係の青森県、ほかに、米代川水系の秋田県と、3県には照会しているところでございます。

今回本県がこの地域計画をつくるというのも、昨年、環境省の海岸漂着物処理推進法が改正され、内陸から海に至るまでの連携が必要だということや、プラスチックごみ対

策を充実しようという法改正がなされたことがありますので、近隣各県との意見交換を行っております。御質問のあった宮城県については北上川を中心に、川の清掃活動を一緒にやる時期を統一するですとか、そういったことの見意見交換はしているところでございます。

また、市町村におきましても、県がこの地域計画を策定するために地域協議会をつくりましたが、その中には沿岸の全て市である5市に入っております。また、内陸の市町村の代表として盛岡市に入っております。御意見いただいているところでありまして、現在の取り組み状況などをお聞きしつつ、地域計画案については、全体については特に異論なく進んできているところであります。

また、そのほかの市町村に対しても文書での意見照会ということを通じて、文言修正や、そういう細かいところはあるのですが、特に地域計画の大きな修正に至るような御質問は受けていないところでございます。

○佐々木努委員 わかりました。では、水道施設の復旧については、今のところ見通しが立っていないということでもよろしいわけですね。例えばこの時期まではどうなるなどの大まかな目標でも構わないのですか。そういうものも立っていないという理解でもよろしいですか。

それから、海岸漂着物の関係については、計画が策定されれば、県民に対して、しっかりとこれは周知をしていかなないといけないと思います。ただ計画をつくってこれで終わりということになってしまいかねませんので。周知についてはしっかりと行っていただきたいですし、これまでの分を取り返すような形で、ぜひ県民に対して、特に内陸の方々には、これはしっかりと取り組んでいただくような、そういうPRをしていってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 復旧工事の見通しでございますけれども、宮古市から聞いている状況ですが、今週末ぐらいまでには復旧工事が終了するのではないかとことです。しかしその後、いわゆる通水の作業や、漏水の調査などの作業を行った上で最終的な給水になるということでございます。

したがいまして、最終的には来週の半ばぐらいがめどになるのではないかとお願ひしておりますが、これも雨等の天候によりまして作業がおくれることも想定されます。宮古市との今までの話の中では、遅くとも何とか今月中にはというお話も聞いているところであります。状況はそういうところです。

○千田美津子委員 私は、今の海岸漂着物対策の中で、ボランティアによって環境をきれいにするのを強化しなければならないという内容があるのですが、今の現状はどのようなになっているのか、お聞きします。

○戸田企画課長 ボランティアの状況ということですが、森川海条例に基づきまして、各流域ごとに流域協議会ということで情報交換しながら、各地域で活動されている状態です。平成29年度の数字になりますが、基本的にはこの関係で活動されているのは612

団体ということでございます。

○千田美津子委員 612 団体ですから、結構多い団体数なので、こういうことで漂着物の処理をボランティア団体の方々の協力を得てという方針とされているのはわかりましたが、ただ本来であればボランティアが主になることでいいのかというのを疑問に思います。例えば、全体の処理に対してボランティアによる処理がどの程度になっているかということがわかればお聞きをしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 具体的な全体の活動におけるごみを集めている割合について本県でデータが少ないところですので、そういったところをしっかりと把握しながら取り組んでまいりたいと思います。

概要版の資料では、ボランティアという言葉も使いましたが、例えば企業活動として、最近環境活動を行う企業がありますが、そのような活動も広く捉えておりますので、ただ単に市民の善意の活動だけではなく、企業の活動も踏まえて、いろんな資金の面や活動の支えという面も含めて、活動の広がりを取り組めるようにと考えております。

ちなみに、先ほど御質問のあった環境活動の団体数などは、詳しく御説明していませんが、別紙2の19ページ、20ページに活動の状況の概要などは記載しておりますので、後でござらんいただければと思います。

○千田美津子委員 わかりました。今の点、私は根本的にはごみは出さないということで、3Rを徹底することが大切で、その上で排出されたごみは、さまざま企業等も連携しながら処理もしていくということだと思います。やはりその実態を県民に知らせていくということが非常に大事なので、3Rを推進すると同時に、今の現状がどのようにあるかということをごひこれからわかりやすく発信をしてほしいと思います。

次に、太陽光発電関係で1点お聞きをしたいと思います。第1種事業が岩手県は50ヘクタールで、これは東北の他県でもそういうところが多いということですが、第2種が20ヘクタール以上ということで、太陽光発電事業は非常に大事な事業ではあるのですが、これによるトラブルもいろんな形で県内でも発生をしているという点で、私はこの面積でいいのか疑問に思っています。

それで、資料2の1の表1を見ますと、他県では第1種が20ヘクタールや、兵庫県の5ヘクタールなどのケースもありますが、岩手県はどのような考えで、面積設定しているのか。岩手県が50ヘクタールにするという根拠を教えてくださいたいと思います。

○佐々木環境保全課総括課長 他県では、確かに5ヘクタールという場合もありますが、本県が50ヘクタールと20ヘクタールにした理由は、国の100ヘクタール、75ヘクタール相当に対して、それよりも低く本県の条例は今まで設定しておりますので、これまでに合わせたという意味合いがあります。

もう少し低く設定すべきとの御意見もあるかと思いますが、それについては、既存のガイドラインや個別に指導できる場所もあります。また、環境影響評価では、20ヘクタールで設定したいとは考えております。今後パブリックコメントなどで意見もいただ

きますので、それらの意見も参考にしていきたいと思っております。

○千田美津子委員 私とすれば、下げたほうが良いというよりも、岩手県が国より低いから良いということではなく、なぜ、第1種を50ヘクタール、第2種を20ヘクタールにするのかという、その論拠を積極的に出していくことが私は県民理解を得るために必要ではないかと考えています。低くしたほうが良いという意見があれば低くするという話にも聞こえてくるのですが、そういうのではなく、やはり他に与える影響も考え、論拠を示しながらすることが必要ではないかと思っておりますが、その点を、再度、お伺いします。

○佐々木環境保全課総括課長 千田委員からいただいた御意見を参考に、パブリックコメントの際にはもう少し詳しい論拠を説明していきたいと思っております。こちらに書いているように、本県の設定範囲について、示していくように対応させていただきます。

○大友環境生活部長 ただいまの50ヘクタール、20ヘクタールの数値の根拠等の御質問でございましたが、新聞等でもいろんなトラブル事案についても掲載されておりますが、そのようなケースがどの程度の規模要件であれば該当するのかというのは十分検討した上で、この20ヘクタールという数字を持ってきております。その20ヘクタールというのも全く根拠のない数字を環境生活部で出すわけにはいきませんので、林地開発の根拠で皆伐上限面積がありその数字と、アセスメントの第2種事業について個別判断し、要件にできるものがありますので、この水準であればいろんなケースには対応できるということを想定した上で、この数値設定をしておりますことをつけ加えさせていただきます。

○千田美津子委員 3点目になりますが、水道ビジョンについて1点お聞きをしたいと思っております。いただいたA3の概要版で、ブロックごとのさまざまな検討会も開催されておいて、技術力の継承や、いずれ広域連携が必要だというのは、それぞれのブロックごとに出てはおります。

ただ、広域連携というところに、今後の進め方で水道広域化推進プランの策定につなげるとあるのです。私は、広域の連携が必要だということと広域化を推進するということとは、また別だと思っておりますが、これについての考え方と、今各ブロックで検討されている中身を対比しながらお答えいただきたいと思っております。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 ただいまの質問についてですが、今の将来の水道の経営状況等を見れば、単独でこういった課題を乗り越えることは非常に厳しいだろうということが背景としてあります。そういう中で、究極は広域化の推進、いわゆる事業統合ということになるわけですが、そこまで一気にいくことは、千田委員がおっしゃられるとおり、非常に厳しいと思っております。

そこまで行く前にまずやるべきことは、それぞれの水道事業者に置かれている課題が違うわけです。その課題を分析した上で、そしてその課題解決に向けた場合に、どのような対応が良いのか、その中にはいわゆる水道施設を共同で設置することや、事務部門

を共同で処理していくことなど、それは広域化というよりも、広域的な連携ということになるわけですが、そのようなところをそれぞれブロックごとの実情に応じながら検討を進めていくことがまず必要だということでございます。

資料の水道広域化推進プランですが、これは総務省から、最終的にはこのようなプランでの策定を要請されているというところではありますが、ここありきではなくて、今現在水道事業者が抱えている将来的な課題をどう乗り越えていくか、そういったような視点で、それを解決するためにはどのような方法、広域連携がいいのか、いわゆる最終的な事業統合を目指すのか、それぞれ地域の実情に応じた検討が必要だということです。

この五つのブロック検討会の状況であります。私どもビジョンの中で課題と捉えております余剰の施設は、ダウンサイジングや、あるいは統廃合等を進めていく必要がある場合、あるいは料金の部分は経費に見合った料金設定の必要など、そのような課題はブロックごとに共有をされているところでございます。今後はそのようなところを具体的に組み立てよう、議論が進むような形で県が支援していければなというふうに考えております。

○**小野共委員** 台風第19号被害の災害廃棄物のうち、海の塩分を含んでいる廃棄物について質問します。通常の時期でも、塩分を含んだ廃棄物の処理の方法というのはかなり難しいと言われていたと思っておりますが、今回かなりの量の災害廃棄物、特に塩を含んだ海から上がった流木であるとか、木材や、漁具、海岸施設などがあげられるとおもいますがそれらの処理の仕方は、どのようにされるのか。一部マスコミでさまざまな報道がされていますが、基本的にどういう処理の仕方をするのか。その処理の仕方をお聞かせください。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 廃棄物で、基本的に塩分を大量に含んだものを一気に入れると焼却炉の中も大変ですので、その割合を考えながら投入をするという案が現実的にあるかと思えます。ただ、大量に出たときに長期に処理が及ぶところがありますので、その点は他管内の施設に処理をお願いするということですが、基本的に可燃ごみは焼却していくという考え方でおります。

あとは、漁具というお話がありましたが、今我々も実態をつかんでいるところではありますが、例えば網ですと、鉛が編み込まれていておもりがついているというところがありまして、実は処理が非常に難しいものでございます。そういったものの前処理、鉛の部分はどう取って焼却処分に回すかなどのいろんな課題がありますので、現在出ている災害廃棄物の実態をよく市町村と連携して確認しながら、県としても迅速な処理、適正な処理というのを推進してまいりたいと考えております。

○**小野共委員** そうすると、基本的には一般の広域でやっているごみ焼却場で焼却できるものは焼却するという方針なのですか。それとも、今大船渡市の太平洋セメントでのセメント化の話も出ていますが、両にらみでやるということなのですか。どうなっているのですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 全体の廃棄物の量がまだ決まっていないところがありますので、処理方法について今調整しているところですが、基本的に燃えるごみ、可燃ごみであれば市町村、近隣の市町村など県内の焼却施設を中心に処理し、セメント工場でも塩分の高い廃棄物はいれられないなどの受け入れ条件にかかってくるところです。濃度測定などサンプルテストしながら、セメント利用もできるものかについても市町村とともに考えていきたいと思います。今後そういう状況が把握でき次第、特に海から回収されて仮置き場など堆積された廃棄物について調査をしながら処理先を考えていきたいと思います。

○小野共委員 最後にします。要望で終わります。東日本大震災津波のときもそうでしたが、なかなか1年あるいは2年たってもまだまだ処理し切れなくて、岸壁や漁港に放置されているような廃棄物もありましたので、できるだけ迅速な処理に配慮してくださいようよろしくをお願いします。

○木村幸弘委員 今の小野委員の質問に関連して、もう一度確認しますが、塩分を含んだ焼却処理できるごみについては、ダイオキシン対策とかもあって、処理施設の能力によってはなかなか難しい部分もあるのだらうと思います。東日本大震災津波のときには、そういう塩抜きをするようなプラント的なものも立ち上げながらやった記憶があるのですが、過去の経験を踏まえて、どのように対処していくのかということ、考え方があればお伺いしたいと思います。

また、災害廃棄物処理の関係で、千葉伝委員からも質問があったのですが、いわゆる県内の内陸部を含めた広域的な処理体制について、今後内陸部の焼却処理場との受け入れ可能能力を調整する際に、中部であれば、以前焼却処分場として持っていたそれぞれの自治体の処理場がまだあるわけですが、ここの部分の活用等も含めて、緊急の処理等に対応できるものなのか、そのような以前の処分場も受け入れ能力の一つとして検討してみる必要があるのではないかと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

そのほか、もう一点ですが、県内の沿岸部におけるごみを早急に処理をするというのを全県一丸となって取り組むということが基本であります。同時に隣県の宮城県なども大変大きな被害を受けて、災害ごみも多数発生しているということになります。本県として県南地区の県境地域の中で、場合によっては宮城県との連携対応も含めて対応する必要があるのではないかと思うのですが、そうしたお隣の宮城県の関係、あるいは東北、北海道を含めたブロック的な枠組みの中での処理とか支援といった部分についても何か考え方があるのかお伺いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 塩分濃度が高いものの処理ということですが、まず一つダイオキシンについては、今施設がきちんと改造されて、ダイオキシン対策がきちんとなされておりまして、適正な維持管理のもとで、ダイオキシンがごみ処理焼却場の煤煙から出るということはまずほとんどない状況にありますので、安心した処理ができると思います。

先ほど小野委員からの御質問にもお答えしましたが、塩分濃度の高いものを全部突っ込むと全体の塩分が高くなり、施設内のさびが進むことがありますので、生活ごみ 100 に対して幾らまぜるかという形でうまく調整しながら進める必要があると考えています。多少時間も要するかもしれませんが、ただいま全体が把握できていない状況もございますので、そういったことも含めて、考えていきたいと思います。

旧自治体のとまっている焼却炉というのは、もう多分電気を落としている状況にあると思しますので、すぐにスタートというわけにはいかないと思っております。現時点では、現在機能しているごみ焼却施設の余力を調査して、その対応を探っているところがございます。

そういった中には、セメント工場という御指摘がありました。セメント工場の協力も必要であれば対応していただくということも考えていきます。東日本大震災津波の際には、太平洋セメントで膨大な量を処理していただくために、塩分調整のための前処理施設という、川の水でジャブジャブ洗って塩分を落とすということをしました。そこまで必要なかどうかという状況も見た上でと考えております。先ほど申した少量ずつまぜて燃やすというのが可能であれば、そういう方式が一番いいのかなと現時点では考えておりますので、いろいろ比較考慮していきたいと思います。

あと隣県からの対応も、県内向けではなくて県外というところも含めてということになります。ここは今環境省が入って、いろいろ各県調査しております。万が一そういう他県からの協力要請というの踏まえて、今ごみ焼却施設の余力は確認しておりますので、そういった要請にも応えられるかどうかについては、県内のまず処理状況を把握しつつ検討していきたいと思います。

○木村幸弘委員 わかりました。いろいろとそれぞれのこれまでの取り組みの実績や対応を十分に生かしながら、早急な処理をしていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど流木の関係の答弁がありました。答弁の中に木質バイオマス等への利用等も考えたいということですが、この場合、海岸に漂着した塩分を含む流木等については、県内の木質バイオマス発電などに利活用できるのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まだ木質バイオマス発電での受け入れ条件というのは確認している状況ではございません。委員おっしゃったとおり、受け入れできない場合もあると思しますので、そういった場合、海から上がったものなのか、川の流木なのかと区別できて活用できるのであれば、活用できる部分は、木質バイオマスとして利用いただくこともできると思います。ただいま災害の状況把握をしているところですので、流木等が多用途にうまくリサイクルできないか優先して考えつつ、検討していきたいと考えております。

○小林正信委員 新しい水道ビジョンについてお伺いしたいのですが、災害があったときに被災した自治体だけでは水道の断水等に対応できない場合は、他市町村から応援をいただいて、断水などへの災害対策をしていくことがあると思います。日本水道協会

と岩手県は連携していくというお話でしたが、例えば、各市町村で断水や災害があったときに、他の市町村にお願いするコーディネートを県が中心になって連携が図られるような取り組みになっているのでしょうか。今回の台風第19号においてもですが、各市町村の水道事業者の災害時の連携部分は、この水道ビジョンにも生かされているのかどうか、お伺いします。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 まず、市町村での連携の状況ということですが、先ほど申し上げましたとおり、日本水道協会盛岡支部がございまして、これは県内の水道事業者、市町村ですが、全て会員となって、災害時の相互応援協定計画をつくって、いざというときの応援を行うことになっております。ちなみに、盛岡市の上下水道局が事務局となって行っております。

したがいまして、今回のような場合は、水道事業者が被害に遭って、真っ先に応援を頼みたい場合には、そういった日本水道協会の盛岡支部に直に連絡が入って、まずは応急給水、そして応急復旧に向けた連携を行う形になるところでございます。

そういう中で、県といたしましては、今回も想定しておりましたけれども、県内だけの水道事業者間での応援では限界がある場合、他県に要請しなければならないということがありますので、その場合は、県から他県に要請を行い、あるいは自衛隊に要請をしたりということも想定しております。県が策定しているマニュアルにもその点について定めているところでございます。

さらに、県では、災害応急復旧等において必要な資機材について、その資機材の配管の調達に当たっての業者、配管関係の組合との協定も締結いたしまして、必要な場合には即対応できるような協定等を締結しているところであります。

今言いました取り組み等の必要性等につきましては、この概要版の資料の一番下の基本方針の実現に向けた方策の強靱の部分で、危機管理体制の強化というところがあります。応急給水の迅速化に向けた応急復旧資機材の備蓄でありますとか、応急対策の円滑化を図るための防災マニュアルの整備、そしていざというときに行動できるような防災訓練の実施ということがあります。このようなものも今回のビジョンに位置づけているところであります。

○小林正信委員 わかりました。今回の台風第19号災害があつて、盛岡市の水道事業者とお話をする機会があつたのですが、日本水道協会にお願いすることも非常に大事ですが、県にもっとリーダーシップをとってほしいというお話を受けました。この点に関して、今後もやはり日本水道協会の事務局の盛岡市が多分中心になってやると思いますが、その体制では限度があると思しますので、県もその点についてリーダーシップをぜひとっていただきたいという要望をして、御所見をもう一度伺って、終わりたいと思います。

○坊良県民くらしの安全課総括課長 今回の対応状況を振り返りながら、不足の部分等もあろうかと思しますので、検証した上で、水道事業者の御意見等も踏まえながら、改善をしていきたいと思っております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、議案第2号令和元年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）並びに議案第7号令和元年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部関係の補正予算議案3件について説明申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）についてであります。議案（その1）の4ページをお開き願います。一般会計補正予算（第1号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費及び3項児童福祉費の合わせて1,537万円余の増額と、4款衛生費のうち1項公衆衛生費と4項医薬費の合わせて3億2,815万円余の増額で、総額3億4,353万円余の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は、1,398億3,540万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の30ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄にあります管理運営費は、障害者支援施設中山の園の今後のあり方について、有識者等による方向性などの検討に要する経費を新たにしようとするものであります。

3目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、介護老人保健施設が行う非常用自家発電設備の整備に要する経費に対し、新たに補助しようとするものであります。

32ページに飛びまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の保育環境改善等事業費補助は、保育所等の保育環境を改善するため、保育所等が行う冷房設備の新規設置に要する経費に対し、新たに補助しようとするものであります。

3目母子福祉費につきましては、未婚のひとり親家庭に対し臨時特別給付金を支給するため、当初ひとり親家庭等セルフサポート事業費に所要額を措置していたところですが、支給に当たっては児童扶養手当に上乗せして支給することとされたことから、ひとり親家庭等セルフサポート事業費に計上しております所要額を減額するとともに、児童扶養手当支給事業費に支給対象者の見込みに伴う国庫補助金の内示に基づき、改めて所

要額を措置しようとするものであります。

4目児童福祉施設費の療育センター管理運営費は、療育センターに整備した検査機器に故障が生じたことから、検査機器の更新に要する経費を増額しようとするものであります。

33ページに参りまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の二つ目、被災市町村保健センター再建支援事業費補助は、東日本大震災津波により被災した市町村保健センターの再建に要する補助であり、新たに大槌町保健センターの復旧に要する経費に対し補助しようとするものであります。

3目予防費の感染症指定医療機関運営費補助は、感染症指定医療機関における病床の確保と適正な運営を支援しようとするものであり、国庫補助金の基準額の改定に伴う内示に基づき、所要額を増額しようとするものであります。

35ページに飛びまして、4項医薬費、2目医務費の一つ目、地域医療情報発信事業費は、全国的な医師の不足と地域偏在の根本的な解消のため、国が示した医師偏在指標により、医師少数県と位置づけられた県等が連携し、実効性のある取組を国に働きかけるため、シンポジウムの開催等を行う経費を新たに措置しようとするものであります。

その下の地域医療再生等臨時特例基金積立金は、基金を活用して実施した過年度事業の財産処分に伴い納付金が生じたこと等から、基金に積み戻すための経費を増額しようとするものであります。

その下の在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業費補助は、在宅で人工呼吸器を使用する患者が災害等による停電時においても支障が生じないようにするため、訪問診療を行う診療所等が簡易自家発電装置を整備する経費に対し、新たに補助しようとするものであります。

一番下の地域医療再生等臨時特例交付金償還金は、地域医療再生等臨時特例基金を活用して実施した平成25年度地域医療再生計画に定めた事業等におきまして残余が生じたことから、基金残余金を国に返還するための経費を増額しようとするものであります。

次に、議案第2号令和元年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。再びお手元の議案（その1）の11ページをお開き願います。11ページから13ページにかけましての母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ1億7,125万2,000円の増額であり、補正後の予算総額は4億939万7,000円となるものであります。

その内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の予算に関する説明書の75ページをお開き願います。

まず、歳入であります。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みによる増額であります。

76ページに参りまして、歳出であります。1款母子父子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、1目母子福祉資金貸付費及び2目父子福祉資金貸付費は、それぞれ前年度の繰

越金確定見込みによる増額のほか、新たに臨時児童扶養等資金を創設することに伴い、貸付原資を増額するものであります。

3目寡婦福祉資金貸付費は、前年度の母子父子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金の確定見込みによる増額であります。

次に、議案第7号令和元年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。たびたび恐れ入ります、議案（その1）にお戻りいただきまして、26ページをお開き願います。26ページから28ページにかけましての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ16億3,092万9,000円の増額であり、補正後の予算総額は1,135億5,039万6,000円となるものであります。

その内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。恐れ入ります、予算に関する説明書の102ページをお開き願います。

まず、歳入であります。3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金は、前年度の療養給付費の実績等に基づく交付金額の確定に伴い増額しようとするものであります。

103ページに参りまして、7款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金は、前年度の療養給付費の実績等に基づく交付金の増額に伴い、国民健康保険財政安定化基金からの繰入金を減額しようとするものであります。

104ページに参りまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度の国民健康保険特別会計からの繰越金の確定見込みにより増額しようとするものであります。

105ページに参りまして、歳出であります。4款基金積立金、1項基金積立金、1目財政安定化基金積立金は、追加交付のあった療養給付費等交付金及び前年度からの繰越金を基金に積み立てるため増額しようとするものであります。

106ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目療養給付費等負担金償還金から、2目、3目の特定健康診査等負担金償還金までにつきましては、国や社会保険診療報酬支払基金から交付されている負担金や交付金について、前年度の療養給付費の実績等に基づき、償還すべき超過交付分をそれぞれ補正しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 地域医療情報発信事業費についてお伺いをいたします。この件について一般質問でも取り上げた議員がいるので、大まかなところはわかったのですが、現段階でわかる細部について、もしお答えできればお聞きしたいと思います。これは、純粹にシンポジウムの開催のみの経費なのかということ、またシンポジウムをいつ、どこで実施するのか、参加対象はどのようになっているのか、具体的な中身、参加を働きかける都道府県はどこまでなのか。今呼びかけ中だと思いますが、どの程度まで反応いた

いているのか、それから次年度以降継続性のある事業にするのか、それらについて、お伺いします。

○**今野副部長兼医療政策室長** まず、シンポジウムの時期、会場についてですが、具体的には現在調整中であります。できるだけ年度内の早い時期を目途に手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

会場について、各医師少数県に声をかけているところでありまして、調整中でございます。

また、参加対象については、医療関係者以外に、行政関係者も含めて考えているところでございます。

シンポジウムだけ行うのかとの御質問でしたが、広く発信していきたい考えでありますので、シンポジウムを中心に、新聞、雑誌等を活用した発信も行いたいと考えております。各県の知事を中心とした共同記者会見なども想定しているところであります。

ほかに、行動を働きかける都道府県についての御質問ですが、今回医師少数県ということで改めて示されたところで、基本的には医師少数県に位置づけられた県をこの取り組みの中心にしていきたいと考えております。発起人県といったような形で、行動の核になる部分もあるわけですが、医師少数県の2番目であった新潟県と話をしており、地域バランス、医師少数県、偏在指標の程度等も含めまして、今現在調整中であります。

次年度以降の取り組みについてですが、この取り組みが単年度で終わるものではありませんので、取り組みのあり方については、継続して取り組んでいくべきと考えております。

○**佐々木努委員** 期待する答えは余りありませんでした。これから検討ということですが、今年度内は、もう何カ月もないところです。今回の事業は、以前からシンポジウム開催について話があり今回の補正になったのか、それとも突然、病院の統合や再編の関係の動きがあるから、これに呼応した形で突然出てきた形なのか。その場合、スピーディーな対応だと言えそうかもしれませんが、計画性に問題がなかったのか疑問に思います。

それから、シンポジウムをやることによって、どのような効果を期待しているのか。やることはいいと思いますが、医師の確保に直接的につながるかという点が私には余り効果として見えてきません。担当部として、この事業で、どういう方々に訴えて、最終的にどういう形で岩手に医師を呼んでくる、あるいは医師少数県の解消につなげていこうとしているのか、部長に聞いたほうがいいでしょうか。お願いします。

○**野原保健福祉部長** 県からの働きかけについてですが、平成31年2月に厚生労働省から、いわゆる医師偏在指標が公表になりました。以前から人口10万あたり指数ということで、岩手県は全国最下位47位ということで、医師不足というのは深刻な状況であるわけですが、将来の医療の需要動向であるとか、今現在の医師の年齢構成、そうしたことも加味して、医師の偏在の度合いについて新たな考えで出たということです。改めて

岩手県が最下位に位置づけられている。この公表を踏まえ、これまでも県では、医師確保対策について行ってまいりましたが、少し全国に向けて働きかけをしなくてはならないのではないかとというのが、このたびの事業計画の考えです。

今般の医療法改正によりまして、医師少数区域の勤務を厚生労働省が認定をして、その認定したことで病院の管理者、院長になる制度が新たに導入されました。これについては、従来岩手県からも国に対して提言をしていた内容ではあるのですが、一方で病院が地域医療支援病院、岩手県では数カ所しかないので、本当に地域偏在の解消になるのかという実効性に課題があるのではないかと考えています。

また、医師不足の対策は各都道府県が行い、国のスキームも、まずは都道府県が医師確保計画を立てて、それぞれ都道府県で頑張ってくださいよというものです。これは西日本地域で医師が多くて、東日本地域が少ない現状の中で、都道府県間の調整は、各県だけの努力では限界があります。全国的な都道府県間の医師の偏在解消、これはやはり国が取り組むべきものでありますので、こういった都道府県間の医師偏在の解消と、国が今般示した医師不足、偏在解消策の実効性の確保について、この2点を主に訴えていきたいと考えています。そのためにも、一つの県がそれぞればらばらに行動するのではなく、同じ課題を共有する都道府県が取り組みを共有して、連携して国に対して強く働きかけていくという取り組みを考えております。

したがって、これまでも各県それぞれ全国知事会などで医師不足を訴えてきたのですが、医師少数県の課題に着目して、さらに強く連携して働きかけることによって、この医師不足、偏在解消を目指していこうとするものです。

○佐々木努委員 わかりました。事業内容は、開催場所は未定ですが、主に医師少数県の方々や医療関係の人たちが集まり、他県のいろいろな考えなど、そういうものをみんな持ち寄って、共通認識を図る場所にして、その場で決議をし、もしかしたらその後、要望なども想定されますが、そういう形のシンポジウムを開催するための経費だということでは間違いはないですか。

いずれ具体的な中身はまだ見えてきていませんので、決まり次第、我々議員にも情報提供をいただいで、我々議員も本当に効果的にこの千数百万の予算が使われるかということを検証しなくてはならないと思いますので、情報提供をお願いしたいと思います。

○神崎浩之委員長 質疑の途中ではありますが、この際昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○千田美津子委員 児童福祉総務費について1点、母子福祉費に関連して1点、お聞きをいたします。

児童福祉総務費の中で、保育環境改善等事業費補助、これはいわゆる冷房設備の設置に関する補助であります。この件含めて、県内の保育所の冷房設備の充足の状況がわかればお聞きをしたいと思っております。

それから、二つ目の母子福祉費ですが、ひとり親家庭等セルフサポート事業費、これは未婚のひとり親家庭に対する臨時・特別給付金について、児童扶養手当に上乗せして支給されたことに伴う1,300万円の減額だと見てとれるわけですが、その下の児童扶養手当支給事業費を見ますと、同じ収支の中で、この増額の額が566万にとどまっております。上のひとり親家庭のほうの1,300万の減額が、こちらのほうに即増額になっているのであればわかるのですが、この整合性についてお聞きしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 1点目の保育対策総合支援事業費についてですが、今回のこの補正予算につきましては、保育所におきまして、保育施設等に冷房設備が未設置の場合に補助する内容ですが、御質問いただきましたのは、県内全体の状況がどうかということでもあります。これにつきましては、昨今夏場大変暑い時期が続いております、いわゆる子供の健康に関する重大事項ということもありますので、県におきまして、昨年度調査をさせていただきました。保育室に冷房がないところは、県内で1カ所だけでありました。全館の冷房ということではありませんが、子供が保育を受ける場、いわゆる保育室につきましては、冷房が設置されていないところは1カ所だけの状況でありました。

また、2点目の質問についてです。今回ひとり親家庭等セルフサポート事業費から減額をしたものが、同額が児童扶養手当支給事業費のほうに計上されていないというお話ですが、これにつきましては、今年度の消費税の引き上げに伴います未婚のひとり親への経済的な支援について、国において臨時・特別給付金という制度が設立されました。県の当初予算を編成する段階におきましては、支給の仕組みについて情報がなかったため、ひとり親家庭等セルフサポート事業に全額を計上させていただいた経緯があります。

このたび、今委員からお話がありましたとおり、児童扶養手当に上乗せをして支給する仕組みになりましたが、当初予算編成時におきましては、その点が不明だったので、市の分と町村の分、全てを県のセルフサポート事業に、いったん計上されております。児童扶養手当につきましては市の分については、県ではなく市が予算計上しますので、県では、町村分の所要額を計上することとして、このような減額になっているという状況であります。

○木村幸弘委員 今回の新規事業の関係で2点ほどお伺いします。地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金と、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業費の補助についてですが、いずれも防災・減災対策に合わせての対応だろうと思っております。具体的にそれぞれの事業について、もう少し具体的な中身をお聞きしたいです。

また、介護老人保健施設等を運営する者に対するということですが、県内の関係する施設全てを対象に補助する予定なのか、あるいは手挙げ方式で、それぞれ必要だと判断

された施設に対する補助ということになっていくのか伺います。

それから、人工呼吸器との関係ですが、実際には人工呼吸器を設置している御家庭で停電になった場合の対応について、医療機関の自家発電装置を利用して、そこに訪問をしながら緊急的な発電等を行って対応するということなのか、事業の具体的な内容について、お伺いします。

○小川長寿社会課総括課長 それでは、私のほうから、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について御説明申し上げます。

まず、この事業は、施設へのスプリンクラーの整備、あるいは今回補正を要求させていただいております非常用自家発電設備の事業、不審者の侵入防止のための防犯対策のフェンス等の整備事業が対象となっております。今回補正の要求をさせていただいているのは、非常用自家発電設備の整備事業でございます。

今後の見込みですが、実はこの事業自体は従前からありまして、これまでは国が市町村に対して補助し、市町村経由で施設に補助しておりましたが、今年度、国で制度設計を変更しまして、30人以上の規模の施設については県が補助をするという形に見直されたところであります。そのため県としては、新しい事業という扱いではありますが、昨年11月の段階で、県内の特別養護老人ホームや老人保健施設につきまして調査をしたところ、非常用自家発電設備を設置している施設は、242の施設のうち215施設、約89%が設置済みであります。

今後未設置の27施設について、この補助制度を活用いたしまして、整備の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○稲葉地域医療推進課長 在宅人工呼吸器の使い方ではありますが、こちらは委員からお話があったとおり、防災、国土強靱化のための3カ年の緊急事業として行われるものであります。整備の内容としては、医療機関が停電時に備えて、患者に貸し出すために医療機関に備えておく使い方や、あらかじめ在宅での人工呼吸器使用患者に貸し出す使い方がされるものと思われま。

この事業は3カ年で行われますので、県内の病院と、訪問診療を行っている診療所に事業紹介して、今回2カ所の診療所から計画が上がってきましたので、それぞれ1台整備、2台整備という事業内容でございますので、それに対して2分の1の補助を行うものでございます。

○木村幸弘委員 介護福祉施設の関係の自家発電の整備については、これから全ての施設にそういった体制をとっていくということで、ぜひ早急な対応が必要だと思います。特に今回も含めて自然災害で老人保健施設のエアコン等がとまったりして、入所者の方々が環境上大きな問題を抱えてしまったと事案も発生しておりましたので、そういう意味では大変重要な事業だと思いますので、ぜひ早急に進めてほしいと思います。

今回の台風第19号災害に伴う被害状況の資料で停電等が起きた医療機関や、あるいは社会福祉施設等の関係の報告の件数が出ていましたが、今回の被害にあった施設におい

て、非常用の電源対策等は既に整備されていた施設なのかなどの情報は、押さえていますか。

○小川長寿社会課総括課長 今回の台風第19号被害の関係ですが、今回老人福祉施設等におきましても、一部停電も含め被害が出ております。停電となった事業所につきましては、報告をいただいたときに停電が継続しているという報告でしたので、恐らくその施設については非常用電源、発電設備を有していなかったものと思っておりますが、今回の停電の起きたところが小規模の事業所でありましたので、詳細につきましては、県として把握しかねているところであります。

○福士医療政策室医務課長 このたびの台風第19号災害に伴う停電等での医療施設の対応でございますが、県内では3カ所停電が発生したと報告を受けておまして、そのうち2カ所は病院でございます。それ以外については自家発電で対応し、その後東北電力からの電力供給により復旧したということでありましたので、これについては診療等には影響がなかったと報告を受けております。また診療所で1カ所停電があったところもありましたが、無床の診療所で休診しておりました。いずれ診療所につきましては自家発電設備等は、特別に必要な診療等がある場合には備えるということはあるかと思いますが、設置義務はありませんので、今回の状況では診療等には影響がなかったと受けとめております。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 それでは、議案（その2）の12ページをお開きいただければと思います。議案第17号母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例について御説明をさせていただきます。お手元に説明の資料を配付させていただいておりますので、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

1でございますが、制定の趣旨でございます。母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定

に基づきまして、母子、父子の福祉資金貸付金の償還未済額の一部の償還の免除に関し必要な事項を定めようとするものですが、資料の箱囲みのところにありますとおり、背景といたしまして、本年度の児童扶養手当の制度の変更がございます。

恐れ入りますが、資料の2枚目の下のところの参考2をごらんください。

児童扶養手当につきましては、これまで4月、8月、12月の年3回、それぞれの支給月の前月までの4カ月分を支給しておりましたが、本年11月からは2カ月ごと、奇数月の支給に変更されます。資料で見いただきますと、見直し後の下の部分の段になりますが、11月分のみは8月、9月、10月の3カ月分の支給となりますが、来年1月には11月と12月分の2カ月分の支給となりまして、以降奇数月にその前月までの2カ月分を支給されるということになります。

もう一つ変更点がございます。これまで毎年8月に手当の受給者から現況届を提出いただいておりますが、収入に変動があった場合については、その変動額に応じまして、手当の額を8月分から変更しておりました。今年度からはこの収入の変動に応じた手当の変更を11月分から行うということにされたところで、世帯の収入が少なくなったことにより手当の額が上がる方につきましては、これまで10月の支給から増額された手当を受け取っておりましたが、制度の見直しによりまして、増額されるのは3カ月後ろ倒しの11月分から、そしてその増額された手当の支給の時期は翌年の1月ということになりました。

資料の上のほうにあります参考1をごらんください。このため、世帯の収入が減少したことによりまして、児童扶養手当が増額される方につきましては、これまでより増額される時期がおくれることへの生活の影響を考慮して、母子父子福祉資金貸付金において、期間限定で新たに臨時児童扶養等資金という貸付金を設けまして、対応するということがあります。この貸付金については、手当の改定前と改定後の差額の3カ月分を貸し付けの上限としておりまして、貸し付け期間は本年11月から来年1月までの3カ月間、1月に増額された手当が支給をされますので、それまでの間を対象としております。

箱囲みの中に試算例を記載しておりますが、子供2人の世帯で全部停止から全部支給になる、いわゆる影響の最も多い場合の例で申し上げますと、改定差額の3カ月分で15万9,000円ほどになる状況でございます。

そして、この資金の償還期限につきましては、6カ月の据え置き期間を置きまして、3年以内とされているところでございます。

申しわけございません。前段の説明が長くなってしまいましたが、今般の条例案につきましては、このような児童扶養手当の制度改正をしており、創設された母子父子福祉資金貸付金につきましては、貸し付けを受けた方の所得の状況や、あるいは死亡、あるいは障害によりまして、その償還が困難と認められる場合に、償還未済額の一部の償還を免除できることとしようとするものでございます。

この償還免除につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びその施行令の規定

によりまして、条例で定める場合に償還未済額の一部の償還を免除することができる取り扱いとされておりまして、この条例を制定することにより、貸し付けを受けた方が所得が低く償還が困難な場合に免除をすることが可能となるものでございます。

恐れ入ります、資料の1枚目に戻っていただき、大きな2番目の条例の内容でございます。(1)は、第1条におきまして条例の趣旨を定めるものでございます。(2)は、第2条におきまして、今般児童扶養手当の制度改正に伴いまして、母子父子福祉資金貸付金に創設をいたします母子臨時扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付金の償還の免除について定めるものでございまして、貸し付けを受けた方が所得の状況、死亡、または著しい障害を受けたことにより償還することができなくなったときは、未済額の一部の償還を免除することができることとするものでございます。(3)は、第3条におきまして、この条例の実施に関し必要な事項は知事が定めることとするものでございます。

大きな3番目の施行期日につきましては、令和元年11月1日から施行をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○神崎浩之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千田美津子委員 結局、児童扶養手当の支給時期が3カ月おくれるということで、遅れることを考慮した貸し付けをするということです。この貸し付けは、いずれ一部償還の免除ということはあっても、やはり返さなければならない額になります。私は、この影響が本当に大きいのではないかと思います、どのように考えていますか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 委員からの御指摘があったとおり、支給の改定時期が3カ月おくれるということは、特に先ほど事例として御説明しましたが、満額もらえる方については、確かに影響は大きいものと思います。ですが、そういったところを加味いたしまして、今回貸付金の中に一定程度のいわゆる財政支援、生活費の支援ということで貸し付けを設けたことが国の制度でありますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定

いたしました。

次に、議案第 18 号地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**今野副部長兼医療政策室長** それでは、議案第 18 号地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 13 ページでございます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、地域医療再生等臨時特例基金条例の有効期限を令和 2 年 12 月 31 日まで延期しようとするものです。

次に、2 の条例案の内容でございますが、附則第 2 項に規定いたします条例の有効期限を平成 31 年 12 月 31 日から令和 2 年 12 月 31 日に延期しようとするものでございます。

基金の有効期限につきましては、厚生労働大臣の承認を受けた上で基金事業の延長が可能とされておりますが、今般令和元年度において事業の延長実施を承認された事業がございますことから、過去の例と同様に、基金の精算期間を考慮いたしまして、令和 2 年 12 月 31 日まで延期しようとするものです。

最後に、3 の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものです。

説明については以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 1 号被災地での福祉灯油の継続を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**菊池地域福祉課総括課長** 受理番号第 1 号被災地での福祉灯油の継続を求める請願につきまして、便宜、お手元の配付資料により御説明をさせていただきます。

資料の 1 は、18 リットル当たりの県内灯油配達価格の状況でございます。平成 19 年度から今年度までの月別価格を表にしております。網かけ部分は、欄外に記載のとおり、平成 19 年度、平成 20 年度は全県を対象とした福祉灯油助成事業の実施時期を、平成 23

年度から平成30年度は沿岸市町村を対象とした被災地での福祉灯油助成事業の実施時期を示しております。

灯油価格の状況でございますが、平成20年8月に2,400円台となり、その後低下しております。平成23年度から平成26年度まではおおむね1,600円台から1,900円台で推移し、平成27年度以降はさらに価格が低下をしております、一時は1,100円前後まで低下しましたが、平成28年度後半からは価格が上昇いたしまして、現在は昨年度と同様1,600円程度で推移をしているところであります。

2は、国の動向でございます。平成19年度、平成20年度、平成25年度、平成26年度は、原油等価格高騰対策として特別交付税が措置されております。また、平成26年度は経済対策としてではあります、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、これを活用することもできたところでございます。今年度は、現時点で国の支援についての方針は示されていないところであります。

3は、東北各県における実施状況でございます。網かけ部分が事業の実施を示しております。昨年度は、本県以外で山形県が実施をしております。今年度につきましては、本年9月末現在で、その予定を確認いたしましたところ、昨年度までと同様でありまして、山形県が実施予定となっております。

4の県内市町村における福祉灯油事業の実施予定であります、これも本年9月末現在であります、国や県の動向等を踏まえて、今後検討予定が27市町村となっております。うち沿岸12市町村は、いずれも今後検討予定としているところでございます。

次ページに参りまして、5はこれまでの本県の福祉灯油助成事業の実施状況でございます。先ほど御説明をいたしましたとおり、平成19年度、平成20年度は全県を対象として実施をしております。

また、平成21年度、平成22年度は、欄外に記載のとおり、1月までの時点で灯油価格が安定したこと、福祉灯油事業を実施する市町村が少なかったことから、実施を見送っているところであります。

平成23年度以降は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村の多くが福祉灯油事業の実施の意向を示しましたことから、これら市町村の厳しい財政事情を踏まえ、沿岸12市町村を対象に被災地福祉灯油事業として実施をしております。助成対象世帯は、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯であって、市町村民税非課税世帯または生活保護法による被保護世帯としております。助成世帯数及び県補助額は、補助実績の欄に記載のとおりでございます。昨年度は、助成世帯数1万8,167世帯、補助金額は4,541万4,000円となっております。説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔採択〕と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から台風第 19 号災害に伴う対応状況についてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 今回の台風第 19 号災害に伴う保健福祉部関係の被害状況につきまして、お手元に配付しております資料に基づきまして説明をさせていただきます。本日午前 6 時現在の取りまとめにより報告いたします。お手元の資料をごらんください。

まず、1 の住居等の被害についてであります。24 市町村で被害が発生し、その内訳は、全壊が 18 棟、半壊が 313 棟、一部損壊が 714 棟、床上浸水が 382 棟、床下浸水が 753 棟となっております。

続きまして、2 の施設関係の被害についてであります。医療機関につきましては、人的被害はございませんが、物的被害件数が 15 件となっております。

おめくりいただきまして、2 ページ目でございます。社会福祉施設等につきましても人的被害はございませんでしたが、物的被害件数は、救護施設 1 件、老人福祉施設等 26 件、障害福祉施設 8 件、児童福祉施設等 23 件となっております。

施設関係の被害につきましては、床上浸水、床下浸水、停電、断水、一部破損等が報告されておまして、このうち一部破損等の主な内容といたしましては、屋根の破損に伴う雨漏りや窓ガラスの破損、土砂の流入に伴うフェンスの破損、倒壊などがあります。なお、被害の報告がありました施設につきましては、全て継続的に運営されていることを確認しているものであります。

以上で保健福祉部関係の被害の状況の説明を終わらせていただきます。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 岩手県子どもの生活実態調査中間報告の概要について御説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

昨年 8 月に実施いたしました子どもの生活実態調査につきましては、回答いただきました 4 万 1,000 件を超えるデータのチェックに相当の日数を要しましたが、保護者や事業者、学識経験者などを委員といたします調査結果検討委員会で御検討いただいて、中間報告を取りまとめ、今日 4 日に岩手県子ども・子育て会議において報告、公表し、また同日県議会の議員の皆様にもお送りしたところであります。

資料 1 の調査の概要であります。この調査は本年度取り組んでおります次期いわての子どもの貧困対策推進計画の策定に向けまして、保護者や子供のニーズを把握するため、県内の公立学校の小学 5 年生と中学 2 年生の全ての児童生徒と保護者 4 万 1,000 人を、そして就学援助世帯の全ての保護者 7,000 人を対象として実施をいたしました。小

学5年生と中学2年生の児童生徒、保護者の88.6%、また就学援助世帯の69%から回答をいただいております。

2の調査結果の分析であります。調査結果の単純集計につきましては、本年2月に速報値として公表しておりましたが、その後外部委員による調査結果検討委員会を設置いたしまして、これまで3回にわたり御検討をいただいているところであります。今回の中間報告につきましては、調査対象世帯において、収入と世帯類型に着目をし、それぞれの調査項目につきまして、収入では三つの階層に区分をして、また世帯類型では両親のいる世帯、母子世帯、父子世帯などに区分をした上で比較分析を行ったものでございます。

中間報告の分析結果につきましては、次のページからの概要版をごらんいただければと思います。概要版の1ページであります。調査の概要でございます。まず、集計に当たりましては、各調査票におきまして、世帯の年収や世帯構成などに不備のないデータを抜き出す作業を行いまして、保護者と児童生徒の調査票に矛盾のないデータを抽出した上で、資料の下の表に記載をしておりますとおり、収入階層別では国民生活基礎調査におきます貧困率を算出する方法を参考として、世帯年収を世帯員の平方根で除した値によりまして、中央値以上、中央値未満、中央値の2分の1未満、この三つに区分をして、これに就学援助世帯を加えました4階層に分類をして集計しております。

また、世帯類型別におきましては、母子世帯と父子世帯につきましては、祖父母などの同居親族がいるかないかというところの区分をいたしまして、6区分に分類をして集計しております。

概要の2ページ以降につきましては、主な調査結果の概要をお示ししております。2ページのところの(1)の世帯構成であります。上段の上のグラフを見ていただきますと、収入の中央値以上では95.9%が両親のいる世帯となっております。就学援助世帯、グラフの一番下のところですが、就学援助世帯では母子世帯が半数を超えまして、60.1%を占めている状況です。

その下のグラフにつきましては、収入別の実数をあらわしておりますが、母子世帯、特に祖父母等の同居親族がいない世帯、赤い棒グラフの表示でありますけれども、こちらは100万円から250万円未満の収入の低い区分で、世帯の実数としましても、他の類型よりも世帯が多くなっている状況です。

次に、3ページをごらんください。中ほどの(4)、子どもの健康状態についてありますが、過去1年間に子供を医療機関に受診させたほうがよいと思ったが受診させなかった経験の有無、そしてその理由につきまして、右側のグラフを見ていただきますと、収入が低い階層のほうがそのような経験があると回答した割合が高くなっておりまして、受診させなかった理由として、その下のところのグラフをごらんいただきたいと思いますが、自己負担金を支払うことができなかつたためと回答しておりますのは、収入が中央値の2分の1未満、就学援助世帯、その割合が2割、点線で囲んでいるところで、高

い率になっております。

恐れ入りますが、次に少しページを飛びまして、5ページをごらんください。5ページのところは、(5)の学校生活の状況の中で、進学に関する設問であります。選択肢の中で、大学と高校に着目をいたしますと、母子世帯で同居親族がない場合では、上段のグラフの左側になりますが、理想的には大学まで進んでほしいと回答した割合が40.5%であるのに対して、右側のグラフを見ていただきますと、現実的には、大学までと回答している割合は21.4%と半減いたしまして、逆に高校までと回答している割合が48.6%で倍増している状況であります。

また、その下のグラフになりますが、このように考える理由として、同居親族がない母子世帯におきましては、経済的な事情というものを挙げる割合が最も高くなっているところがございます。2段目の点線で囲んでいるところがございます。

8ページをごらんください。(8)ですが、世帯の生活状況のところでは、過去1年間の経済的な理由による生活への影響について尋ねているものでありますが、上のグラフ、収入階層別のグラフにおきましては、就学援助世帯におきまして、電気、ガス、水道など、いわゆるライフラインの停止を経験した割合が9%、医療機関を受診できなかった割合が20%となっておりますし、また下のグラフの世帯類型別で見ますと、同居親族がない母子世帯におきまして、ライフラインの停止を経験した割合が7.4%、医療機関を受診できなかった割合が15.9%、生活費を借金した割合が16.7%と、収入の低い世帯、あるいは母子世帯では特に厳しい状況がうかがえるところがございます。

次の9ページからは、支援の利用状況、ニーズの状況についての項目となっておりますが、収入階層や世帯類型にかかわらずニーズが高いのは、子供の教育のための経済的支援となっているところがございます。先ほど来触れておりますとおり、母子世帯のほうのニーズを見てみますと、日ごろの生活のための経済的支援のニーズも比較的高くなっておりますし、また同居親族がない母子世帯におきましては、低家賃の住宅についても、他に比較をいたしまして、ニーズが高くなっている状況でございます。

次に11ページをごらんください。11ページの上段の、これは表区分が二つありますが、右側のほうをごらんいただくと、ここではお金の相談や家計管理などに関しまして誰に相談できるかということを探っております。全般的に民生委員・児童委員や市町村などの公的な窓口、あるいは社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関など、いわゆる公的な相談機関の割合が低くなっております。相談のニーズが高いと考えられます就学援助世帯のところを見てみますと、点線で囲んでおりますが、28.1%が相談できる人がいないと回答をしている状況でございます。

主なところを簡単にお話しさせていただきましたが、最初の資料の1ページ、1枚目のところにお戻りください。大きな3番目の調査結果の公表ですが、中間報告の報告書の本体と今ごらんいただいた概要版につきましては、先ほども申し上げましたとおり、10月4日に岩手県子ども・子育て会議において報告、公表しておりますし、議員の皆さま

んにも個別にお送りをさせていただいているところです。

4の今後の対策でございますが、これらの調査結果につきましては、子ども・子育て会議の専門部会におきまして、さらに詳細の分析を進め、今後最終報告を取りまとめますとともに、この調査結果を踏まえた次期いわての子どもの貧困対策推進計画の策定につきまして、具体的な検討を行っていくところです。説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**米内紘正委員** 今の子どもの生活実態調査の結果の件について、1点だけ質問します。子どもの生活実態調査と就学援助制度利用世帯等調査の結果で、就学援助世帯の平均の世帯年収はどうなっているのか。子どもの生活実態調査のほうは、世帯収入を3つに区分し、3階層目を中央値の2分の1未満で百二十数万円と出ているのですが、二つの調査で変化というのがありますか。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 母子世帯の収入につきましては説明させていただいたとおりですが、就学援助世帯につきましては、データは持っておりますが、分析までは行っておりません。しかし、最終報告におきまして、内容につきましては皆さんのところにお示しをさせていただきたいと思っております。

○**米内紘正委員** ちょっと今数字がないとわからないのですが、就学援助世帯と、子どもの生活実態調査の3階層目の中央値の2分の1未満の世帯年収が、余り変わらないようだ、この10ページのグラフの、公的支援制度について制度を知らないと回答した割合が多いというところで、年収は同じぐらいであるにもかかわらず、中央値の2分の1未満の方のところを利用したことはないという方が多いので、ここは制度周知を行っていくことが必要なのではないかと思っております。

済みません、もう一点、その他の項目についてですが、医療費等ビッグデータの利活用推進費というのが今年度の予算に計上されていると思います。日本においても岩手県においても急激なスピードで医療費が増大していく中で、ビッグデータを利用して分析して、いかに医療費の適正化をしていくかということが必要不可欠であり、すぐにでも対応していかなければいけないと思います。今現状としてはどういう段階にあるのかについて伺います。例えばデータベースの構築からやっているのか、もう既に集計、データベースがある程度整ってきて、分析して、次の施策のほうに反映できる状況なのか、今の現状を教えていただけたらと思います。

○**今野副部長兼医療政策室長** ビッグデータの利活用についてですが、予算計上して取り組んでいるところですが、今現在の状況を申し上げますと、いわゆる今システムの構築を行っているということと、並行して、どういった形でデータを活用できるかを有識者の御意見も伺いながら作業を進めているところでございます。

それから、岩手独自のシステムのあり方ということも含めて考えているところでして、いわゆる電子カルテの活用といったことも含めて検討を進めている状況でございます。

○**米内紘正委員** データベースの構築を進めているということであると、例えば膨大な

データがあると思うのですけれども、レセプトデータにしても、診療報酬の調剤のほうのデータにしても、それを全部集めて、一つのデータベースというのを今つくる段階において、どれぐらいのスパンで考えていらっしゃるのですか。システムができてから、分析するとなると、システムのデータベースの構築に3年、4年かかるとしたら、そのときには遅くなってしまっていると思います。

○**今野副部長兼医療政策室長** データが膨大にある中で、具体的にどのような活用の仕方があるのかが、まず重要な視点ということですが、基本的には今年度システムを構築して、できるところから活用を進めてまいりたいと考えておりまして、ある程度走りながら検討していくこともあろうかと考えております。

○**米内紘正委員** 今年度ということですが、そうするとデータベースができて、それと同時に分析、あるいは分析を行う人材が必要だと思っています。膨大なデータがある中で、いろんな相関関係、多変量解析等していくと思いますが、統計解析を誰が担っていくとお考えですか。

○**今野副部長兼医療政策室長** 集計したデータを分析、それから分析結果を踏まえての検討を進めることができる人材がまさに大切だという視点は持っておりますが、いずれさまざまな検討を進める中で、人材育成のあり方についても、あわせて検討を進めていくこととしておりまして、今現在具体的なことは申し上げられないのですが、十分検討してまいりたいと思っております。

○**米内紘正委員** なるべく早く着手しないと、なかなか民間の企業でもデータを整理してから、それから分析する人間を探して、そして分析してから分析結果を出して、PDCAサイクルを回してというところは物すごく時間がかかります。のんびりやっていると、本当に5年、10年たってしまいます。5年、10年たったころにはもっと新しいシステムができていかなるなどになりかねないので、時代の流れ、スピードが速い分野に関してはかなり駆け足でやっていかないと、いつの間にか取り残されてしまうということがあるかと思えます。

あともう一点質問します。このデータ分析ですが、レセプトデータ等を分析して、岩手県の場合、医療費は他の46都道府県と比べたときに上位にあるわけではないですが、薬剤費に関しては、全国の中でも、結構上位にあるというデータがあると思います。医療費の適正化をする上で、薬剤費を抑える必要があると思います。今ジェネリックの推進等もされていると思います。現在の割合は、75%から80%ぐらいだと思うのですが、頭打ちで限界があると思うのです。そこで、ほかの自治体の中で、薬剤費の適正化について、地域のフォーミュラリーという、地域の中で薬剤費を適正化して医療費を削減していこうという取り組みを進めているところもありますが、そういうところに関して、現在検討されていますか。

○**野原保健福祉部長** 医療費適正化の観点で、調剤の部分はすごく大きな部分でございます。岩手県はいわゆるジェネリックの利用については全国的にも上位にあるのですが、

その調剤の部分というのは確かに大きな部分です。

先ほど医療政策室長からの答弁の中で、有識者会議というお話を申し上げました。有識者会議でどんな活用しようかという中で、ポリファーマシーといいまして、高齢者の方々が多くの薬剤をいただいています。そういった部分について、やはり関係者間で共有をして、適正なといいますか、調剤について今後活用して利用できるのではないかなという御意見もいただいております。まさに委員から指摘いただいた点を含め、今後、実際ビッグデータを活用する県民の方々、医療機関の方々はどう還元していくのかということがやはり最後求められていると思いますので、そういったような視点で、まだ具体的にここにどういう形で分析結果を活用して判断していくかというところまでは至っていないのですが、有識者の方々などからの御意見いただきながら、委員からお話しいただいた点も含めて、その活用策を検討してまいりたいと思います。

○**米内紘正委員** ありがとうございます。医療費については、平成30年度で岩手県で約4,300億、平成35年には四千六百何十億円という、350億円ぐらいふえるという推計のデータが出されていましたが、本当に一刻も早くやっぱりその辺はできることからやっていかなければいけないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○**千田美津子委員** 子どもの生活実態調査についてお聞きをしますが、調査の実施は去年の夏です。今中間報告ということで、年度内に最終報告ということですが、さまざまな分析がきめ細かになされているのかとは思いますが、今回の結果を次期の子どもの貧困対策推進計画に向けて検討していくということですが、その段取りをどのように考えていらっしゃるのですか。

それから、12ページに支援ニーズ調査の状況がありますが、特に個別支援ニーズに対応していただいた件数が非常に多くて、769件に対して742件の96%、私はこれまでの間分析だけではなくて、必要な支援を行いながらこれを進めてきたというところを大きく評価をしたいと思います。

それで、ただ個別支援ニーズの中に、通学路の環境整備とかいろいろ大きな問題もあるわけですが、これらについては対応中のところに入るのか、それとも(1)の支援ニーズ別件数の868件に入っているのか、お聞きをします。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** まず、今後のスケジュール含めてということですが、ただいま御質問ありましたとおり、今回は中間報告という形で取りまとめさせていただきました。ただ、他県の例から申し上げますと、今回の報告の中身でも最終報告としてもいいぐらいの中身だと思っておりますが、検討委員会の中で、委員の皆様から、せっかくこれだけの調査をしたのだから、さまざまな視点から分析をするべきだし、そういうことができる調査結果になっているとの御意見をいただいているところであります。

この内容につきましては、今回概要のところにも触れておりますが、例えば子供の自己肯定感とか幸福感とかにつきまして、収入が多い、少ない以外に、例えばこういう観

点から分析をすると見えてくるものがあるのではないかとこの御意見もいただいております。そういうところをもう少し詳細に分析を進めたいと考えております。

子どもの貧困対策推進計画につきましては、年度内に次期の計画を策定するというところでございますが、この中間報告までの結果、当然これをもとにしながら、さらに今後詳細に分析していくものも含めて、計画の策定に反映させていきたいと思っております。

それから、2点目、支援ニーズ調査の関係ですが、例えば今御紹介いただきました通学路のさまざまな改善、今委員からも御指摘ありましたとおり、すぐにできるものできないものがあります。一部対応中というところでありまして、あとはそれを受けとめまして、所管部局、あるいは関係機関のところで確認をしている段階で、対応済みになっているものも一部あるかと思っております。ここにつきましては、結果的にまだ対応中というものが、この資料は本年の3月末現在のところでございますので、さらに整理をして、明らかにしてまいりたいと思っております。

○千田美津子委員 ありがとうございます。いずれ本当に内容も分析、今お話いただいたように、さまざまな方向から整理をしていくということは非常に大事だと思います。やはり子供たちは宝ですので、そういう宝に、必要な支援、あるいは子供たちを健やかに育てるといふ点で、非常に私は大事な調査だと思いますので、みんなのものにできるような公表の仕方や、あと計画に反映させるなど、取り組んでいただきたいと思っております。

あと、いろいろ計画を策定するに当たって、県内の何カ所かでこういう実態についての報告会などは、やられているのでしょうか。私は、そういうのも必要ではないかと思っております。子ども食堂の開設も、私はこれから必要になると思っておりますので、そういう取り組みを広める上でも、非常に大事な調査だったと思っております。調査結果をみんなと共有するということにも使っていただきたいと思っておりますので、その辺のことについてお聞きします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいま委員から御指摘をいただきました点は、大変重要だと思っております。委員御承知のことと思っておりますが、今年度子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正になり、いわゆる来年度から各市町村も計画づくりを、努力義務であります。設定をされたところであります。

速報値を出させていただきました本年2月の段階でもそうでしたが、各市町村には、それぞれ個別の市町村のデータ、詳細のものをお送りしております。そういった意味で、せっかく県が実施した重要なデータ、参考になるデータでありますので、そこは市町村とも共有させていただきながら、また結果につきましてはホームページにも公表しているところですし、今後どのような形で公表したらいいのか、より皆さんと共有できるような形を考えてまいりたいと思っております。

○小林正信委員 私もこの子どもの生活実態調査の中間報告に質問します。ただいま、子ども食堂の話が出たので、子ども食堂に行きたいと思うかというところで、約半数の

子供が行きたいと回答しているとは出ていますが、これを見ると、約半数の子供が行きたいと思わないという回答をしているとも読めます。県としても子ども食堂の予算をつけて、どんどん開設の支援をしていると思うのですが、行きたいと思わないと回答した理由について、県では把握しているのか。また、あと行きたいと思わないということは、子ども食堂のイメージを悪く思っているのかなど、どのように把握されているのか。そちらのほうは今後の子ども食堂の開設に生かしていくべきではないかと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 概要版の11ページのところの、行きたくないが半数という御指摘でございます。私たちはもちろん積極的にこれを捉えまして、半数の方が行きたいと考えているということを中心に考えたいと思っております。

今回この調査を行うときに、子ども食堂がどういうものかというのを調査票の中で御紹介をしているのですが、無料で食事を提供できるということを説明しているところもありまして、どのように子供たちが受けとったかというところは、微妙なところなのかと実は思っております。

ただ、子ども食堂につきましては、以前ですと、いわゆる生活にお困りの方が食事を提供していただくために行くというイメージが強かったと思いますが、まだそういうイメージが少し残っているというところがあります。ただ、今現在私どもが考えていますのは、いわゆる低所得者向けだけではなくて、いわゆる子供の居場所としてどなたでも参加できる、あるいは子供だけではなく、さまざまな年代の方が参加できるものと捉えておりますので、そういったところを広げていながら、理解といいますか、利用が進むようにしていきたいと思っております。

それと関連いたしますが、県におきましても子供の居場所づくりを進めるための市町村への支援事業、補助事業がありますが、今年度から開始をしたところでございます。今回のこの実態調査の結果を見ましても、やはり子供の居場所という観点からすると、非常に大事な取り組みだと思っておりますので、計画の中でも反映させていきたいと思っておりますし、策定委員の皆さんからも、意見をいただいているところであります。

○小林正信委員 子供に聞いたので、子供のイメージの中で子ども食堂が怖いというか、びびってしまって、半分行けないという部分もあるのかもしれませんが、子ども食堂、そういった居場所も重要ですが、貧困対策としても活用される部分もあると思うので、そういった部分も加味していただきながら、今後の取り組みに生かしていただきたいと思っております。

ほかに、中間報告をみると、やはり母子家庭が非常に貧困しているということで、母子家庭の支援はやはり必要だとの結果が出ているのではないかと思います。この間の一般質問の答弁で、母子家庭等相談体制支援事業が国のメニューであるということをお伺いしたのですけれども、こういった事業なのか教えていただきたいと思っております。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 ただいま御質問いただきました母子家庭向けとい

いますか、ひとり親家庭向けのということですが、相談支援事業について国のほうでも補助事業として用意しているものがございます。これは、行政だけではなくて、民間の方々と一緒になって、いわゆる寄り添い型、伴走型の支援をしていきたいと思います。これまでは、どちらかといいますと相談機関におきまして、相談を受けて別の支援機関を紹介するような支援が多かったと思いますが、そうではなくて、いわゆる相談を受けた機関が、例えば就労についての相談でしたら、ハローワークと一緒に同行して、さまざまな支援を行うことなども含めた事業が想定されております。

先ほどの例でもありましたが、公的な相談機関につながらない方がいらっしゃるということは、やはり制度自体を知らないということもあるかと思いますが、敷居が高いとか相談しにくい状況もあるのだらうと思いますので、そういったところをアウトリーチ型といいますか、例えば訪問型なども含めて充実をさせていきたいと考えておりまして、そういった事業を想定しているものであります。

○**小林正信委員** わかりました。最後の12ページを見ても、やはり主な個別支援ニーズだとか相談ニーズが多いのかなという部分もありますし、そういった部分でこの事業、相談ニーズに対応した事業なのかとも思ったものでお伺いしました。

例えば岩手県内の市町村では、児童扶養手当の現況届の提出時に相談ブースを設ける事業をやっているところや、保護者が忙しいので、市役所に行けないからラインやツイッターなどのSNSを活用した、そういった事業も考えられるのかと思います。そうした部分を市町村などと連携を図るとしたら、この事業の活用はできるものなのか、お伺いしたいと思います。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** ただいま市町村と連携した相談支援ということですが、委員から御紹介いただきました児童扶養手当の現況届、これは年に1回皆様へ提出いただくわけですが、その機会を利用して、市町村と連携して相談会を実施しております。それぞれの市町村で実施しています。これは、広域振興局が対応しております。振興局のほうから出向いて、それぞれの地元で、現況届を届けていただく際に気軽に相談できるような仕組みはつくっているところです。

また、SNSを活用した支援策ということですが、忙しいお母さん方は、平日の午前9時から午後5時の間に相談機関に出向いて相談できないという方もおりますので、そういった方々につきましてはニーズが高いと思っております。そういった面につきましても、今後の相談支援事業のあり方等含めて、活用あるいは内容については検討してまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。保健福祉部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてですが、去る9月20日に開催されました正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和元年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認を願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。